

県有特許取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、秋田県県有特許等関連業務の手引き（以下「手引き」という。）に定める目的別県有特許等管理方針の運用基準等を定めることにより、特許の出願目的の明確化、目的別最適管理の徹底等を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において使用する用語は、手引き及び秋田県職務発明に関する要綱（以下「職発要綱」という。）において使用する用語の例による。

(先行技術調査の実施)

第3条 職員は、職発要綱第4条の規定により発明等届を提出する場合には、あらかじめ先行技術調査を行い、その結果を記載した先行技術調査報告書（別記様式）を当該発明等届に添付するものとする。

(特許出願に係る判断基準)

第4条 所属長は、職務発明（職発要綱第5条の規定により県が特許を受ける権利を継承したものに限る。以下同じ。）が次の各号（特許出願の目的が特許権の設定の登録でない場合は、第1号）のいずれにも該当する場合に限り、特許出願を行うものとする。

- (1) 知財戦略の理念等を勘案し、県として出願する意義があると認められるとき。
- (2) 前条の先行技術調査の結果その他社会経済情勢から判断して、特許権の設定の登録がされる見込みがあると認められるとき。

(審査請求に係る判断基準等)

第5条 所属長は、審査請求を行おうとするときは、あらかじめ発明者に再度の先行技術調査を行わせるものとする。

2 発明者は、前項の先行技術調査を行い、その結果を記載した先行技術調査報告書（別記様式）を所属長に提出するものとする。

3 所属長は、特許を受ける権利が次の各号（審査請求が戦略特許に係るものである場合は、第3号を除く。）のいずれにも該当する場合に限り、審査請求を行うものとする。ただし、審査請求を行うことについて特別の理由があると認められるときは、この限りでない。

- (1) 特許の出願目的が、特許権の設定の登録であるとき。
- (2) 第1項の先行技術調査の結果その他社会経済情勢から判断して、特許権の設定の登録がされる見込みがあると認められるとき。
- (3) 実施許諾（県内産業の振興等の目的により行うものに限る。以下同じ。）を行っているとき又は実施許諾若しくは譲渡を行うことができる見込み

があると認められるとき。

- 4 所属長は、審査請求が特許出願の日から3年を経過する日までにを行うことができることにかんがみ、慎重な判断に基づき審査請求を行うように努めるものとする。

(国際出願等に係る判断基準)

第6条 所属長は、職務発明が次の各号（特許を受ける権利が県の単独所有に係る場合は、第3号を除く。）のいずれにも該当する場合に限り、国際出願等を行うことができる。

- (1) 国際出願等が県内企業等の国際競争力の向上に寄与すると認められるとき。
- (2) 国際出願等を行うことについて費用対効果が優れていると認められるとき。
- (3) 特許を受ける権利を共有する企業等が国際出願等を希望するとき。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。